

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	大和北道路八条地区橋梁工事
工 事 概 要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 渡辺 学
契 約 年 月 日	令和 5年 6月 9日
契 約 業 者 名	大成建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	大阪府大阪市中央区南船場1-14-10
契 約 金 額	7,359,000,000円（税込み）
予 定 価 格	7,367,272,000円（税込み）
随意契約によることとし た理由	別紙のとおり
工 事 場 所	奈良県奈良市八条地先～奈良県奈良市杏町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 期（自）	令和 5年 6月10日
工 期（至）	令和 9年12月28日
備 考	

随意契約理由書

工 事 名 大和北道路八条地区橋梁工事

推 薦 業 者 名 大成建設株式会社

随意契約理由

大和北道路事業は京奈和自動車道のうち木津 I Cから西名阪自動車道迄の区間に4車線の自動車専用道路を整備する事業である。このうち八条地区においては、交通量が多い国道24号八条高架橋をアンダーパスし、北側が1級河川岩井川、東側が市道南部第154号線に重複・近接する狭隘な現場条件において、現道交通の通行及び、安全を確保しつつ、八条高架橋橋脚の撤去・再構築及び岩井川橋の構築が必要となる。

本工事は、狭隘かつ八条高架橋桁下の限られた施工空間において、既設橋脚の撤去・再構築工事と新設橋梁構築工事を同時に行うため、綿密な施工計画の立案が必要である。併せて、工事中も一般交通が走行する八条高架橋の路面変位を最小限に抑える設計が求められる。

このため、設計者では施工ノウハウが少なく施工計画など仕様の前提となる条件を決めることが困難なことから、設計業務と併せて施工者の技術・経験を取り入れる発注方式「技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)」を採用する必要があり、学識者を含む「大和北道路八条地区橋梁工事における技術提案・交渉方式の専門部会(以下、「専門部会」)」を設置した。

第1回専門部会において発注方式の妥当性を確認した後に、「大和北道路八条地区橋梁工事に係る技術協力業務」を公示したところ2者から申請があり、第2回専門部会において2者の競争参加資格審査結果、技術提案内容、技術提案評価の妥当性を確認して優位であると認められた大成建設(株)を優先交渉権者に選定して技術協力業務の契約を行い、発注者が別途発注した設計業務受注者と協力して設計を実施した。

本工事を確実に実施するためには、技術協力業務において検討した最適な施工計画及び、技術的知見や現地で知り得た情報に基づき設計業務受注者と協力して設計を完成させた者との契約が不可欠であり、第3回専門部会において設計内容、価格等が妥当であると認められた大成建設(株)が本工事を実施できる唯一の者である。

よって、上記業者を当該工事の随意契約の相手方とするものである。